

一般社団法人日本看護学校協議会共済会代議員選任規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本看護学校協議会共済会定款第22条1項に基づき、代議員の選任に関し必要な事項を定めるものである。

(選挙)

第2条 代議員は、選挙区ごとに正会員による選挙で選出する。

2 選挙区は、別表のとおりである。

(選挙管理委員会の設置)

第3条 本規程による選挙の管理執行に関する事務は、代議員より構成される中央選挙管理委員会及び各選挙区に所属する代議員により構成される地方選挙管理委員会により行われるものとする。

2 中央選挙管理委員会は、3名以上5名以内の代議員により構成し、代議員の互選により選出するものとする。

3 地方選挙管理委員会は、3名以上5名以内の各選挙区所属の代議員により構成し、当該選挙区所属の代議員の互選により選出するものとする。

(代議員の定数)

第4条 代議員の定数は、各選挙区の選挙権及び被選挙権を有する正会員数に比例して配分するものとする。ただし、各選挙区の事情、公平性等を総合的に勘案して合理的な範囲で変更を加えることができるものとする。

(選挙の時期)

第5条 本規程に基づく選挙は、現代議員の任期満了の10日前までに実施しなければならないものとする。

(選挙権及び被選挙権)

第6条 本規程に基づく選挙の行われる年の3月31日時点において正会員である者は、選挙権及び被選挙権を有するものとする。

(選挙の公示)

第7条 中央選挙管理委員会は、代議員の任期満了の2ヶ月前までに正会員に対し代議員選挙の公示を行うものとする。

2 前項の公示は、一般社団法人日本看護学校協議会共済会のホームページ (<https://www.e-kango.net/>) への掲載をもって行う。

(立候補)

第8条 代議員になろうとするものは、立候補届（中央選挙管理委員会が指定する様式による）を、所定の期日までに地方選挙管理委員会に提出しなければならない。

2 各地方選挙管理委員長は、立候補者が確定したときは前項の書類の写しを中央選挙管理委員会に速やかに提出するものとする。

(立候補者の公示)

- 第9条 各地方選挙管理委員長は、立候補者が提出した書類に基づき、立候補者名簿を作成し選挙人に公示しなければならない。
- 2 前項の公示は、一般社団法人日本看護学校協議会共済会のホームページ (<https://www.e-kango.net/>) への掲載をもって行う。
 - 3 各地方選挙管理委員長は、立候補者名簿、立候補者の履歴書を同委員会が設置された事務所内に備え置き、選挙人の求めがあったときはいつでもこれを開示しなければならないものとする。

(選挙方法)

- 第10条 本規程に基づく選挙は、選挙区ごとに郵送方式により実施し、投票は無記名投票とする。
- 2 各地方選挙管理委員長は、投票期間中に郵送された投票用紙を受領し、投票日まで厳重に保管しなければならない。
 - 3 選挙の開票は、中央選挙管理委員会が定めた日に、選挙区ごとに各地方選挙管理委員の立会いのもとで各地方選挙管理委員長が行うものとする。
 - 4 開票中に発生した疑義等については、前項の立会人が協議により処理するものとする。
 - 5 立候補者が、定数を超えない選挙区については投票によらず全員当選とするものとする。

(当選の決定)

- 第11条 本規程に基づく選挙の当選者は、選挙区ごとに得票数の多い者から順に決定し、定数に達するまでの者とする。
- 2 得票が同数のため当選者が確定できないときは、得票が同数の者から各地方選挙管理委員長が抽選で決定するものとする。
 - 3 各地方選挙管理委員長は、当選の結果を速やかに中央選挙管理委員会に通知しなければならないものとする。

(結果の公示)

- 第12条 地方選挙管理委員長は、選挙結果を当該選挙区の正会員に公示しなければならない。

(欠員の補充)

- 第13条 選挙区ごとの代議員の欠員は、補充しないものとする。ただし、中央選挙管理委員長は、代議員総数が45名未満となったときは、あらかじめ各地方選挙管理委員会より届けられた補欠名簿により繰り上げ補充を行うことができるものとする。

(本規程の変更)

- 第14条 本規程の変更は、理事会の決議をもって行なうものとする。

(細則)

- 第15条 本規程を実施するために必要な事項で、本規程に定めのない事項は、理事会がこれを定めるものとする。

【別表】選挙区

選挙区	都道府県
北海道・東北	北海道，青森，岩手，宮城，秋田，山形，福島
関東甲信越	茨城，栃木，群馬，埼玉，千葉，東京，神奈川，山梨，
北陸・中部	長野，新潟，富山，石川，岐阜，静岡，愛知，三重，福井
近畿	滋賀，京都，大阪，兵庫，奈良，和歌山
中国・四国	島根，岡山，広島，山口，徳島，香川，愛媛，高知，鳥取
九州・沖縄	福岡，佐賀，長崎，熊本，大分，宮崎，鹿児島，沖縄

附 則

1. 本規程は，平成21年7月24日から施行する。
2. 最初に行なわれる代議員選挙については，設立時社員全員をもって中央選挙管理委員会を構成し，地方選挙管理委員会は設置しない。
3. 最初に行なわれる代議員選挙については，立候補に際し現代議員3名の推薦状は必要ないものとする。
4. 最初に行なわれる代議員選挙については，平成22年6月末日までに行うものとし，選挙日の2ヶ月前までに公示を行う。
5. 最初に行なわれる代議員選挙については，第8条から第13条までの「地方選挙管理委員会」を「中央選挙管理委員会」に，「地方選挙管理委員長」を「中央選挙管理委員長」に，「地方選挙管理委員」を「中央選挙管理委員」に読み替える。

附 則（平成22年1月26日改正）

（施行）

1. 本規程は，改正の日の翌日をもって施行する。

附 則

1. 本規程は，平成24年2月2日から施行する。
2. 第二回以降の代議員選挙についても，当面の間，代表理事の指名する3名の代議員をもって中央選挙管理委員会を構成し，地方選挙管理委員会は設置しない。
3. 中央選挙委員長は中央管理委員の互選により選出するものとする。
4. 第二回以降の代議員選挙についても，当面の間，第8条から第13条までの「地方選挙管理委員会」を「中央選挙管理委員会」に，「地方選挙管理委員長」を「中央選挙管理委員長」に，「地方選挙管理委員」を「中央選挙管理委員」に読み替える。

附 則（平成24年2月2日改正）

（施行）

1. 本規程は、改正の日の翌日をもって施行する。

附 則（令和8年3月6日改正）

（施行）

1. 本規程は、改正の日の翌日をもって施行する。

